



Newsletter

2025 年 3 月号

テーマ

税制改正

- [企画財政部、2024 年税制改正の後続施行規則改正案を発表](#)
- [半導体投資税額控除率の引き上げ等の税法改正法律案、国会本会議を通過](#)

例規・判例

○ 国税庁

- [金型が統合投資税額控除の対象資産に該当するか否か](#)

2025. 3. 25

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税制改正

企画財政部、2024 年税制改正の後続施行規則改正案を発表

企画財政部は 2024 年税制改正および施行令にて委任した事項と主な制度改善事項等を規定するため、17 施行規則の改正を推進すると明らかにしました。同施行規則は立法予告、部署協議、法制処審査等を経て 3 月中に公布・施行される予定です。

主な改正事項は次の通りです。

主な改正事項

■ 租税特例制限法

○ 統合投資税額控除のうち、国家戦略技術事業化施設の範囲の拡大（租税特例制限法施行規則別表 6 の 2）

< 改正案 > 7 分野 54 施設 ⇒ 7 分野 58 施設

- （新規）4

分野	細部技術
二次電池（1）	陽極材用金属化合物の製造・加工施設
ディスプレイ（2）	ハイブリッドカバー・ウィンドウ素材の製造施設
	マイクロ LED 素材・部品・装備の製造施設
水素（1）	水素処理バイオエネルギー生産施設

- （拡大）1

分野	細部技術
半導体（1）	次世代メモリー半導体関連素材・部品・装備の製造施設 ⇒ HBM 等の追加

< 改正理由 > 先端戦略産業の設備投資の活性化

○ 統合投資税額控除のうち、新成長事業化施設の範囲の拡大（租税特例制限法施行規則別表 6）

< 改正案 > 14 分野 182 施設 ⇒ 14 分野 183 施設

- （新規）1

分野	細部技術
カーボンニュートラル（1）	電気炉低炭素原料活用の鉄鋼製造施設

- （拡大）1

分野	細部技術
カーボンニュートラル（1）	バイオケミカル原料の生産施設 ⇒ バイオ合成ゴムを追加

< 改正理由 > 将来有望産業の設備投資の活性化

○ 国家戦略技術事業化施設、新成長事業化施設の対象になる素材・部品・装備関連施設の範囲の具体化（租税特例制限法施行規則別表 6、別表 6 の 2）

< 改正案 >

- 素材・部品・装備関連施設：先端技術又は高付加価値施設（*）

（*）素材・部品・装備産業法施行令§2

1. 最終生産物の高付加価値化への寄与が大きいもの
2. 先端技術又は核心高度技術を伴う素材・部品・装備であり、技術の波及効果又は付加価値の創出効果が大きいもの

< 改正理由 > 税制支援の対象の具体化

○ R&D 税額控除対象人件費の範囲の拡大（租税特例制限法施行規則§7）

< 改正案 >

- 50%を超過する時間を国家戦略技術又は新成長・源泉技術 R&D に投入する場合、投入時間を按分して R&D 控除率を適用
- この場合、国家戦略技術 R&D への投入時間が 50%以下の者に対しては、国家戦略技術 R&D への投入時間を新成長・源泉技術 R&D への投入時間とみなす

< 改正理由 > 企業の研究開発支援の拡大

○ 国家戦略技術等、共同・委託研究開発の適用範囲の拡大（租税特例制限法施行規則§7）

< 改正案 > 共同・委託 R&D 税額控除が適用される専門機関の範囲を拡大

< 改正理由 > 研究開発支援の拡大

○ 素材・部品・装備分野外国法人の引受税額控除の範囲の拡大（租税特例制限法施行規則§8 の 8）

< 改正案 > 税額控除の対象として「サプライチェーン安定化法による経済安全保障品目（素材・部品・装備品目限定）の売上高割合が 50%以上の法人」を追加

< 改正理由 > 経済安全保障品目の生産基盤強化への支援

■ 法人税法

○ 共同経費分担基準の合理化（法人税法施行規則 §25②）

< 改正案 > 共同経費に対する損費分担基準を追加

- 共同研究開発費：共同研究開発に関する事業部門（標準産業分類上の細分類）で発生した売上高の割合
- 有形固定資産の共同使用料：（固定費）所有持分の割合、（固定費の他）使用回数の割合

< 改正理由 > 共同経費配分基準の合理化

○ 適格分割株式承継要件の合理化（法人税法施行規則§41⑩）

< 改正案 > 分割法人が完全支配している法人として、適格分割時、分割事業部門との直接・間接取引の割合が 20%以上の法人の株式等、承継可能株式等の範囲を拡大

< 改正理由 > 企業の構造調整の支援

○ 研究開発用機械装置の加速償却の強化（法人税法施行規則別表 2）

< 改正案 > 研究開発用機械装置の耐用年数を短縮（5 年 ⇒ 3 年）

< 改正理由 > 研究開発支援の拡大

■ 所得税法

- 建築物の滅失・撤去時、非事業用土地の重課未適用期間の拡大（所得税法施行規則§83 の 5）
 - < 改正案 > 建築物の滅失・撤去土地の譲渡時、非事業用土地の重課税率（10%p）の未適用期間を拡大（2 年 ⇒ 5 年）
 - < 改正理由 > 空き家問題の解消への支援
- みなし賃貸料の計算および住宅賃借資金の借入金基準の金利調整（所得税法施行規則§23・§57、法人税法施行規則§6、付加価値税法施行規則§47）
 - < 改正案 > 金利の引き下げ（年 3.5% ⇒ 3.1%）
 - < 改正理由 > 都市銀行の定期預金金利水準等の反映

■ 相続税および贈与税法

- 非上場保険会社の株式評価方法の合理化（相続税および贈与税法施行規則§17 の 2）
 - < 改正案 > 保険会社の純資産価額の算定時、負債に含める範囲を拡大
 - 「保険業法」に従って計上した責任準備金（割引率の変動による責任準備金評価額の変動分を除く）
 - 解約返戻金準備金（「法人税法」第 32 条第 1 項）
 - < 改正理由 > IFRS17 の施行による非上場保険会社の株式に対する評価方法の合理化

■ 総合不動産税法

- 総合不動産税から合算排除される売れ残り住宅範囲の一時的な拡大（総合不動産税法施行規則§4）
 - < 改正案 > 合算排除期間を一時的に延長（5 年 ⇒ ‘25.1.1.～‘26.12.31.のうち、納税義務の設立分は 7 年）
 - < 改正理由 > 住宅建設事業者の負担の緩和

■ 国際租税調整に関する法律

- 正常価格の調整による更正請求時、提出対象資料の追加（国際租税調整に関する法律施行規則§2）
 - < 改正案 > 提出対象資料として正常価格の立証書類を追加（取引当事者の事業内容・財務諸表、正常価格の調整方法等の説明資料）
 - < 改正理由 > 国際取引を通じた租税回避の防止

■ 国税基本法

- 国税還付加算金の金利調整（国税基本法施行規則§19 の 3）
 - < 改正案 > 金利の引き下げ（年 3.5% ⇒ 3.1%）
 - < 改正理由 > 都市銀行の定期預金金利水準等の反映

■ 関税法

- 関税還付加算金等の金利調整（関税法施行規則§9 の 3）
 - < 改正案 > 金利の引き下げ（年 3.5% ⇒ 3.1%）
 - < 改正理由 > 都市銀行の定期預金金利水準等の反映

半導体投資税額控除率の引き上げ等の税法改正法律案、国会本会議を通過

半導体国家戦略技術の投資税額控除率の引き上げ等に向けて、租税特例制限法改正案等 7 税法改正案が‘25.2.27.（木）国会本会議にて議決されました。

主な改正事項は次の通りです。

主な改正事項

■ 租税特例制限法

- 国家戦略技術の半導体投資に対する税額控除率の引き上げ（租税特例制限法§24）
 - ＜改正案＞国家戦略技術の半導体分野への投資に対する控除率の引き上げ
 - 大企業、中堅企業：15% ⇒ 20%
 - 中小企業：25% ⇒ 30%
 - ＜改正理由＞半導体産業の競争力強化
- ‘24・‘25 年臨時投資税額控除の適用期限の延長に関する事項（租税特例制限法§24）
 - ＜改正案＞‘24・‘25 年、臨時投資税額控除の適用期限を延長（企業の規模別に控除率の差等有り）
 - ＜改正理由＞企業の投資活性化
- 国家戦略技術として新たな分野の追加（租税特例制限法§10）
 - ＜改正案＞国家戦略技術分野に人工知能、未来型運送手段を追加
 - ＜改正理由＞人工知能、未来型運送手段分野への支援強化

■ 法人税法

- 従来の収入配当金益金不算入率の適用猶予期間の延長（法律第 19193 号法人税法附則§16）
 - ＜改正案＞益金不算入率適用猶予期間‘26.12.31.までに延長
 - ＜改正理由＞持主会社の税負担の緩和

■ 相続税および贈与税法

- 特定法人との取引によるみなし贈与の範囲の拡大（相続税および贈与税法§45 の 5①）
 - ＜改正案＞みなし贈与の範囲に「資本取引による利益分与」を追加
 - ＜改正理由＞みなし贈与の範囲の調整

■ 国税基本法

- 税務調査における資料提出の義務違反に対する履行強制金制度の新設（国税基本法§85 の 7、§85 の 8 新設）
 - ＜改正案＞税務調査における資料提出の義務違反に対する履行強制金制度を新設
 - （対象）税務調査過程において該当帳簿・書類等を正当な事由なしに提出しない者
 - （事前通知）資料提出に必要な相当の履行期限（最低 30 日）を付与
 - （賦課額）履行期限が過ぎた日から 1 日当たり 1 日平均収入金額の 1 千分の 3 以内、金額算定が困難な場合、1 日当たり 5 百万ウォン以内
 - ＜改正理由＞国税行政運用の効率性向上

例規・判例

【国税庁】金型が統合投資税額控除の対象資産に該当するか否か

（書面-2024-法人-1217、2024.8.29.）

■質疑

- （質疑 1）質疑法人が投資する金型（*）が投資税額控除の対象資産に該当するか否か
（*）開放型金型のうち、単発および連発金型であり、様々な工程の金型を同時に制作して通常 5～10 年間使用でき、製品別に数十億ウォンの費用を要する
- （質疑 2）質疑法人が制作して国内・国外の下請け業者に提供する金型が投資税額控除の対象資産に該当するか否か

■事実関係

- 質疑法人は自動車、自動車部品の製造および販売業を営む会社で、国内生産工場を通じて多様な種類の自動車部品を生産して国内および海外市場に販売している
- 質疑法人はプレス工程のために金型を直接保有し使用しており、部品を製造して質疑法人に納品する業者が必要とする金型も制作して下請け業者が使用するようにしている。この時、下請け業者に提供する金型に対する所有権は質疑法人にあり、維持・管理費用も質疑法人が負担しながら質疑法人の財務状態表に有形固定資産として認識している
- また、下請け業者は質疑法人所有の金型を活用して質疑法人のための部品のみ製造可能で、実質的に部品の形態、サイズ等が自動車のモデル別に異なることから、他の製造業者のための部品を質疑法人の金型で制作することはできない

回答

（質疑 1）租税特例制限法施行規則別表 1 の工具ではなく事業用有形固定資産である金型は統合投資税額控除の対象資産に該当するものである。

（質疑 2）質疑法人が自ら製品を製造せず、投資税額控除適用施設を下請け業者の事業場に設置し、その施設に対する維持・管理費用を負担しながら下請け業者が生産した製品の全量を引き受けて自己責任の下で直接販売する場合、国内に所在する下請け業者に提供する金型は統合投資税額控除の対象資産に該当するものである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2025. For information, contact Deloitte Anjin LLC